

# 大規模自然災害により被災した受験生に対する支援について

大規模自然災害により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

本学では、被災された受験生の皆様に対して、次のような支援を実施しております。

被災者の皆様にご心よりお見舞い申し上げますと共に、一日も早く復興されますことをお祈り申し上げます。

## 【支援制度の内容】

- ・入学検定料免除（平成 31 年度入試 全区分対象）
- ・入学金全額免除（平成 31 年 4 月 入学者対象）

## 【対象者】

- (1) 東日本大震災における「災害救助法」が適用されている地域に居住する家計支持者が被災された志願者で、以下のいずれかに該当する受験生を対象とします。
  - ①災害により主たる家計支持者が死亡もしくは行方不明になった場合。
  - ②災害により主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊または流失した場合。
  - ③福島原子力発電所の事故に伴う政府指定の帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域に主たる家計支持者が所有する家屋の居住者が、引き続き同家屋に居住することが困難と認められる場合。
- (2) その他の災害救助法適用地域（平成 29 年度または平成 30 年度に適用地域が指定された場合）で上記①②のいずれかに該当する受験生を対象とします。

## 【提出書類】

上記に該当する方は、出願期間内に所定の出願書類と一緒に「罹災証明書（写）」（またはこれに代わる証明書（写））を提出してください。

※【対象者】①または③に該当する受験生で「罹災証明書（写）」が提出できない方は出願期間前までに本学へお問い合わせください。  
<注意>出願する際は、入学検定料を入金せずに必要書類のみを郵送してください。入金をした場合は、免除や返還はできませんのでご注意ください。

その他、ご不明な点は本学入試広報センターまでお問い合わせください。